

山形県高等学校総合文化祭表彰規定

第1条 山形県高等学校総合文化祭に次の賞を設け、文化活動における日頃の研鑽と優れた成果を讃えるものとする。

- (1) 総合文化祭賞
- (2) 高文連賞

2 前項の(1)の賞は第1席相当の賞とし、(2)は第2席相当の賞とする。

第2条 主催者及び共催者は、山形県高等学校総合文化祭の各部門において、上記の賞の他、審査や競技等の結果として下記の組合せの賞を与えることができる。

- (1) 最優秀賞、優秀賞、優良賞
- (2) 金賞、銀賞、銅賞
- (3) 奨励賞、特別賞
- (4) 優勝、準優勝、3位、4位、5位 等
- (5) その他

2 前項の賞の詳細は各部門において決定し、実行委員会に報告するものとする。

第3条 賞の交付者は下記のようにする。

- (1) 総合文化祭賞：山形県教育委員会教育長
- (2) 高文連賞：山形県高等学校文化連盟会長
- (3) 第2条の賞：開催部門部長または共催団体長

第4条 第1条の賞にかかる経費は山形県高等学校総合文化祭実行委員会が負担する。また、第2条の賞にかかる経費は授与団体が負担する

附則

本規定は、平成18年度山形大会より施行する。

山形県高等学校総合文化祭表彰計画

総合文化祭賞

部 門	区分	受賞対象	賞状の枚数
演劇部門	審査	審査の結果、最も優れている（第1席）と認められた2校	2
郷土芸能部門	審査	審査の結果、最も優れている（第1位）と認められた1校	1
美術・工芸部門	審査	審査の結果、最も優れている（第1席）と認められた1作品（個人）	1
書道部門	審査	審査の結果、最も優れている（第1席）と認められた1作品（個人）	1
写真部門	審査	審査の結果、最も優れている（第1席）と認められた1作品（個人）	1
放送部門	審査	審査の結果、各部門で最も優れている（第1席）と認められた個人、団体	4
囲碁部門	競技	競技の結果1位となった男女各1名	2
将棋部門	競技	団体戦の競技の結果1位となった男女各1校、個人戦の競技の結果1位となった男女各1名	4
弁論部門	審査	審査の結果、最も優れている（第1席）と認められた個人	1
文芸部門	審査	審査の結果、各部門で最も優れている（第1席）と認められた5作品（個人または団体）	5
小倉百人一首か るた部門	競技	団体競技の結果1位となった1団体、個人競技の結果1位となった1名	2
合 計			24

高文連賞

部 門	区分	受賞対象	賞状の枚数
演劇部門	審査	審査の結果、第1席に次いで優れている（第2席）と認められた4校	4
郷土芸能部門	審査	審査の結果、第1席に次いで優れている（第2位）と認められた1校	1
美術・工芸部門	審査	審査の結果、第1席に次いで優れている（第2席）と認められた1作品（個人）	1
書道部門	審査	審査の結果、第1席に次いで優れている（第2席）と認められた4作品（個人）	4
写真部門	審査	審査の結果、第1席に次いで優れている（第2席）と認められた1作品（個人）	1
放送部門	審査	審査の結果、各部門で第1席に次いで優れている（第2席）と認められた個人、団体	4
囲碁部門	競技	競技の結果2位となった男女各1名	2
将棋部門	競技	団体戦の競技の結果2位となった男女各1校、個人戦の競技の結果2位となった男女各1名	4
弁論部門	審査	審査の結果、第1席に次いで優れている（第2席）と認められた個人	1
文芸部門	審査	審査の結果、各部門で第1席に次いで優れている（第2席）と認められた5作品（個人または団体）	5
小倉百人一首か るた部門	競技	団体競技の結果2位となった1団体、個人競技の結果2位となった1名	2
合 計			29

平成19年2月20日制定

平成23年2月18日一部改定